

（仮称）江別市子どもの権利条例の概要

○ 条例制定に向けた取組の背景

平成元年に国連総会で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択され、日本もこれに批准しました。

日本においては、子どもの権利を尊重し、健やかな成長を支えることを目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行されるなど、子どもの権利意識が高まっています。

江別市としては、令和6年11月に「江別市子どもが主役のまち宣言」を行い、子ども一人ひとりの人格や個性を大切にし、子どもの意見をまちづくりに反映していくことを表明しました。

さらに、この宣言の具体化を図るため、令和7年度から（仮称）江別市子どもの権利条例の制定に向けた取り組みを開始しました。

○ 条例制定に向けた取組

条例の制定に当たって、まずは多くの市民の皆さんからご意見を伺いました。

- 中学生とのワークショップ
- 高校生とのワークショップ
- 大学生とのワークショップ
- 小学5年生～高校3年生を対象としたアンケート調査
- 様々な団体等との意見交換

また、条例の検討は、江別市子ども・子育て会議の中に、子どもの権利条例検討部会を立ち上げ、令和7年6月から令和8年4月までの間で、上記の子どもの意見などを踏まえながら、重点的に議論を行ってきました。

○ 条例の構成

前文

江別市子どもが主役のまち宣言でうたわれた理念のもと、すべての子どもを権利を持つ主体として尊重します。

そして、子どもを大人とともにまちづくりを担う大切なパートナーとし、子どもたちが自分らしく成長し、希望あふれる未来を実感できるまちの実現を目指して、この条例を制定します。

○江別市子どもが主役のまち宣言

未来を担う子どもたちは、江別の宝です。

すべての子どもたちが、いつも幸せを感じ、未来への夢や目標を抱くことができるまちづくりは、江別市民すべての願いです。

すべての子どもたちには、安心して遊ぶ、食べる、ゆっくり眠るなど、色々な幸せがあります。

それぞれが望む幸せを、いつも感じられることが大切です。

すべての子どもたちは、自分の意見や気持ちを表し、ありのままの自分を認められることで、自分らしく自信をもって自己を形成していきます。

すべての子どもたちが、健やかに育ち、学び、笑顔で暮らせるよう、私たちは、子どもの幸せを第一に、子どもにとって最も良いことを考える、

子どもが主役のまちを目指すことを、ここに宣言します。

- 一 子ども一人ひとりがかけがえのない存在です。大人は、子どもそれぞれの人格や個性を大切にします。また、子どもたちの意見に耳を傾け、その意見をまちづくりに反映します。
- 一 子どもが自らの育つ力を十分に発揮できるよう、いじめや虐待などがなく、安心できる環境で、健やかに遊び、学ぶことができるまちづくりに取り組みます。
- 一 子どもを育てる大人も笑顔でいられるよう、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりを進めます。
- 一 家庭や学校だけでなく、地域社会全体で、子どもの健やかな成長を支え、応援します。

第1章 総則

1 条例の目的

この条例は、子どもの権利条約及びこども基本法の理念に基づき、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもが自分らしく育ち、それぞれが望む幸せをいつも感じられるまちづくりを地域全体で進めることを目的とします。

2 基本理念

(1) 四つの原則

全ての子どもは、一人の人として尊重され、次の四つの原則のもと、健やかに育つ権利を持っています。

- 差別の禁止（差別のないこと）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 子どもの生命と成長の保障（命を守られ成長できること）
- 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

(2) 多様性の尊重

子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性や違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとします。

3 言葉の意味

● 子ども

18歳未満で、市内に住所がある、または通学・通勤している方などを指します。

● 保護者

子どもを現に監護する方を指します。

● 市民

市内に住所がある、または通学や通勤をしたりしている方や団体などを指します。

● 育ち学ぶ施設

保育所や学校、放課後児童クラブなど、子どもが育ち、学ぶ場となる施設や事業を指します。

第2章 子どもの権利

子どもが育ち、学び、生活していくために、特に大切な権利として保障されなければならない四つの権利を示しています。

1 安心して生きる権利

- 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすことができます
- 健康に配慮され、適切な医療を受けることができます
- いじめ、虐待、体罰を含む、あらゆる形態の暴力を受けません
- いかなる差別も受けません

- あらゆる権利の侵害から逃れ、保護されます
- 適切な相談の機会が確保されます

2 自分らしく生きる権利

- 個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されます
- 自分の気持ちや価値観、希望が尊重され、不当な制限や否定を受けません
- 個別の必要に応じて支援を受けられます
- プライバシーが保護されます
- 子どもであることを理由に不当な扱いを受けません

3 豊かに成長する権利

- 遊ぶことができます
- 休むことができます
- 学ぶことができます
- 好きなことや夢に挑戦し、将来を自ら選択する機会が確保されます
- 多様な人や考え方との出会い及び交流が得られます
- スポーツや芸術などの文化活動や地域の多様な社会的活動に参加する機会が確保されます

4 参加する権利

- 必要な情報を得ることができます
- 自分の意見を表明することができます
- 年齢と成熟度に応じ表明した意見が尊重されます
- 自分に関わりのあることを、年齢や成長に応じて適切な支援を受けながら、決定又はその過程に参加することができます
- 仲間をつくり、仲間と集まることができます

第3章 生活の場における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

1 保護者の役割

(1) 子どもの権利の保障

子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めます。

(2) 子どもにとって最も良いことの考慮

子どもの意見や考えを聴き、それを尊重しつつ、その最善の利益を優先して考慮するよう努めます。

2 虐待及び体罰の禁止

保護者は、子どもの健全な育成を図るため、あらゆる形態の虐待や体罰を行ってはなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における子どもの権利の保障

1 育ち学ぶ施設等の役割

子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めるものとします。

2 虐待及び体罰の禁止

育ち学ぶ施設等は、子どもへの虐待や体罰を一切行わないことを厳守し、これらの防止に努めるとともに、虐待が疑われる場合には速やかに適切な対応を講じるものとします。

3 いじめの防止

育ち学ぶ施設等は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、市と連携していじめの防止に努めるものとします。

4 開かれた施設づくり

育ち学ぶ施設等は、子ども、保護者及び地域の意見を聴き、協力を得るなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

5 事情等を聴く機会の設定

育ち学ぶ施設等は、子どもに対して不利益な行為を行う場合には、あらかじめ子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

6 子どもの権利に関する学びの機会

育ち学ぶ施設等は、子どもが自己の権利及び他の子どもの権利の大切さについて学ぶ機会を提供するよう努めるものとします。

7 子どもに関する情報の取扱い

育ち学ぶ施設等は、収集した子どもに関する情報について、適切に管理及び保管しなければなりません。

第3節 地域における子どもの権利の保障

1 市民の役割

(1) 子どもの権利の保障

子どもの権利について関心と理解を深めるとともに、子どもの権利の保障に努めます。

(2) 社会的活動への参加機会の確保

子どもが社会的活動に参加する機会の確保に努めます。

(3) 働きやすい職場環境の整備

事業者は、働き方の多様化への対応や子育て支援制度の利用を促進し、雇用する労働者が仕事と子育てを両立することができるよう、必要な職場環境の整備に努めます。

2 子どもの居場所づくり

市は、全ての子どもが、その置かれている状況にかかわらず、一人の人間として尊重され、心身を休め、かつ社会とのつながりを実感できる居場所づくりを推進するものとします。

第4章 子どもの参加・意思表示の機会の保障

1 子どもの参加の促進

(1) 子どもの意見の尊重

市は、子どもが情報を得て意見を表明する機会を保障し、その意見を尊重し、どのように反映されたかを分かりやすく伝えます。

(2) 子どもの声をくみ取る仕組み

市は、子どもの意思表示の方法が多様であることを考慮し、適切な方法で子どもの意見等をくみ取るよう努めるものとします。

2 市の施設に関する子どもの意見

市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等は、子どもの多様な意思表示を考慮し、適切に意見をくみ取るよう努めます。

3 子どもの視点に立った情報発信

市は、子どもに関する施策や取組を年齢や発達、言語に配慮して情報発信します。

第5章 子どもの個別の状況に応じた権利の保障

1 多様な学びの場の提供

市は、多様な学びが必要な子どもに個別に対応した学びの場を提供します。

2 障がいのある子どもの権利の保障

市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等は、障がいのある子どもが差別や不利益を受けることなく尊厳を保ち、社会参加できるようにします。

3 マイノリティの子どもの権利の保障

市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等は、少数の立場の子どもが差別や不利益を受けず、ありのままの自分が尊重されるよう努めます。

第6章 子どもにかかわる人々への支援

1 保護者や家庭への支援

市は、保護者が安心して子育てができるよう支援するものとします。

2 育ち学ぶ施設等への支援

市は、育ち学ぶ施設等に対し、子どもの権利に関する研修の機会を提供するものとします。

第7章 子どもの権利擁護の仕組み

1 相談しやすい窓口の設置

市は、子どもが権利を侵害されたと感じたとき又は不安や悩みを抱えたときに、相談しやすい窓口を整備するものとします。

2 子どもの権利相談員

子ども及び保護者からの幅広い相談を受け付け、その内容に応じて適切な助言や支援を行います。

3 子どもの権利救済委員会

子どもが権利侵害を受けた際、速やかに救済し、権利の回復を支援することを目的とします。また、その目的を達成するため、関係機関等に調査などを行うほか、市長に対して必要な措置を講じるよう求めることができます。

第8章 施策の推進

1 行政の担当や役割を超えた施策の推進

市は、子どもの最善の利益を尊重し、担当や役割の枠を超えて子どもの権利に関する施策を総合的に推進します。

2 子ども・子育て会議への報告・意見反映

条例の施行状況や子どもの権利施策の進捗を江別市子ども・子育て会議に報告し、その意見を反映します。

3 子どもの権利に関する啓発活動

市は、子どもの権利について、子どもに関わるすべての人が理解を深められるよう、必要な広報や啓発活動を行います。